

事務局だより

公益社団法人小田原市シルバー人材センター
小田原市酒匂 2-32-15
0465-49-2333
odawara@sjc.ne.jp
http://webc.sjc.ne.jp/odawara/
休日・夜間の緊急連絡 0465-49-2330

新年度が始まりました。シルバー人材センターの総会の時期が近づき、センター事務局でも、すでに準備を進めております。その総会ですが、ここ4年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、規模を縮小して開催してまいりました。昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、徐々に日常を取り戻してきた中で、今年の総会を、以前と同じような形で開催することといたしました。多くの会員の皆様に出席していただけるようお願い申し上げます。

日時 令和6年6月12日(水) 13時30分から

場所 保健センター3階 大研修室

- 内容
- ① 表彰式
 - ② 総会
 - ③ 講演会「元気で長生きするために」

講師 小田原保健福祉事務所 長谷川 嘉春 所長

スマホ相談窓口

センターからのお知らせや就業情報などスマホから閲覧できる「Smile to Smile」の設定のお手伝いをします。

日時：5月1(水) 15日(水) 29日(水)
10:00~11:30

ご希望の方は事務局までご連絡

odawara@sjc.ne.jp (担当 永井)

会報「あかし」の発行予定

総務企画委員会では、会報「あかし」76号を現在作成中です。配分金明細書、総会の案内と合わせて、5月中旬過ぎにすべての会員に郵送いたします。

シリーズ・フリーランス法④【新しい契約方法のポイント②利用契約】

前号では、新しい契約方法の一つ目のポイントとして、センターが今後、「約款」を導入していくことについてお知らせしました。

ここでは二つ目のポイントとして、センターが発注者との間で締結する利用契約について説明します。新しい契約方法では、発注者は約款に同意したうえで、会員に仕事を依頼することに先立って、センターとの間で利用契約を結びます。これよりセンターは、仕事そのものを受託するのではなく、仕事と会員のマッチング（結びつけ）と、発注者と会員との間の就業関係が円滑に進むようサポートすることなど調整的な役割を引き続き果たすこととなります。

つまり、会員に対する就業の紹介、報酬（現在の配分金にあたります。）の支払い（代理して請求し、受領します。）、安全教育、シルバー保険の提供など、センターの役割や責任は現在と変わることはありません。